

○小国町外一ヶ町公立病院組合職員 衛生委員会規程

(平成28年8月31日訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)に基づき設置する、衛生委員会(以下「委員会」という。)の構成、調査審議事項等について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の調査審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を調査審議し、病院事業管理者(以下「管理者」という。)に意見を述べるものとする。

- (1) 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、次の者をもつて構成する。

- (1) 法第18条第2項第1号の委員 病院長
 - (2) 法第18条第2項第2号の委員 衛生管理者
 - (3) 法第18条第2項第3号の委員 産業医
 - (4) 法第18条第2項第4号の委員 事務局長、総看護師長及び委員長が必要と認める者
- 2 委員長は、委員のうちから互選する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、毎月1回開催するものとする。

- 2 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ意見聴取できるものとする。

(秘密の保持)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。